認可外保育施設等に在籍又は今後利用予定の保護者の皆様へ

認可外保育施設等の無償化にかかる認定手続きについて

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。認可外保育施設等を利用した際も利用料が一部無償化されます。無償化の対象となるためには、事前に区役所で「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。つきましては、下記をお読みいただき、該当の方はお手続きくださるようお願いします。

記

1　無償化の対象等

無償化の対象となるには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。認定手続きの詳細は、次項『「保育の必要性」の認定手続きについて』をお読みください。

（１）３歳から５歳児クラスの方

保育を必要とする事由に該当する方は、認可外保育施設等（※）を利用した際の利用料が<u>月額 37,000 円まで無償</u>となります。

（２）０歳から２歳児クラスの方

住民税非課税世帯の方が対象です。保育を必要とする事由に該当する方は、認可外保育施設等（※）を利用した際の利用料が<u>月額 42,000 円まで無償</u>となります。

（※）　認可外保育所、認証保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業やファミリー・サポート・センター等のサービスを指します。認可外保育所は、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設が対象となります。

（３）その他

○　無償化は、施設等を利用し保護者が負担した利用料に対し、区が後から給付をすることにより実施しますので、領収証（兼提供証明書）は紛失しないよう保管しておいてください。給付を受けるための手続きの詳細は、対象者に別途お知らせします。

○　「認証保育所」及び「指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外施設」に月極で通われている方は、無償化とは別に保育料助成制度があります（0～2 歳児クラスの課税世帯の方も対象）。

２　「保育の必要性」の認定手続きについて

下記のとおり提出書類をご準備いただき、提出期限までにご提出ください。

（１）提出書類

<u>①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書</u>

<u>②保育の必要性を証する書類（保護者全員分）</u>

保護者全員が裏面表中の保育を必要とする事由に該当する場合に、保育の必要性の認定が受けられます。該当する事由に対応する必要書類をご提出ください。

※　①書類および上記②の書類のうち裏面の表中に（★）印があるものは、様式を区HPに掲載および児童保育課窓口で配布しております。

※　3歳から5歳児クラスの方で、既に認可保育園の入所申請をしている方には、区より施設等利用給付認定通知書（保育の必要性を区が認定した証明書）を送付している場合があります。この場合は本手続きが不要です（ただし、認定の有効期間が切れている等、現在区が保育の必要性を確認できない場合は本手続きが必要です）。

（裏面あります。）

保育を必要とする事由	必要書類
外勤等居宅外・自営業・内職等の就労をしている	・勤務証明書（★）
（第2子等の）育児休業取得より前から保育サービスを継続利用している ※認定可能期間：出産されたお子さんが１歳になる年の年度末まで ※育児休業取得以前に保育サービスを利用していなかった場合は、この事由での認定は不可	
疾病・心身障害等の方	・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等または保育ができないことがわかる診断書
妊娠・出産を予定している ※認定可能期間：出産（予定）日の前後 56 日間	・出産予定の子供の母子手帳の写し
病人、心身障害者（障害児）の介護をしている	・介護状況申告書（★）または保育ができないことがわかる被介護者の診断書、通院や介護の状況がわかる資料
大学、専門学校等に通学している	・在学証明書または学生証の写し ・時間割表
ハローワークの職業訓練を受講中である	・職業訓練を受講していることがわかる資料
求職活動または起業準備を継続的に行っている ※認定可能期間：90 日間（3 カ月間）	後日、求職活動等を行っていることの分かる資料を確認させてもらう場合があります
震災等、災害の復旧にあたっている	震災等、災害の復旧に当たっていることがわかる資料

※　上表のとおり、認定可能期間に制限のある事由が一部あります。この期間が切れた後の認定には別の事由が必要となります。

（２）提出期限

利用月の前月末（閉庁日の場合は前開庁日）まで

※　提出期限を過ぎた場合は、認定開始日が施設を利用した日より後になる場合があります。

※　認定開始日より前に利用した認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象となりません。

（３）提出場所

児童保育課　保育相談係（台東区役所6階 8 番窓口）

※　郵送での提出は受付けいたしかねますので、印鑑と提出書類をお持ちのうえ直接窓口にお越しください。

３　その他

（1）　子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書を提出し認定となった方には、施設等利用給付認定通知書をお送りします。

（2）　認可外保育施設等の無償化は、子育てのための施設等利用給付認定の有効期間内に施設等を利用し負担した利用料が対象となります。認定の有効期間外に利用した施設等の利用料は、無償化の対象となりません。

【問い合わせ先】児童保育課　保育相談係
電話03－5246－1234